

塩竈市通学路安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和3年12月

塩竈市教育委員会

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、本市教育委員会では、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

それ以降につきましても、年1回通学路合同点検を実施し、危険箇所の把握など各小中学校における通学路の状況について調査するとともに、必要な対策内容についての協議を行ってきました。

そこで、通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、例年実施してきた通学路合同点検の実施手順や方法、推進体制などを改めて明文化した「塩竈市通学路安全プログラム」を策定しました。

今後は、引き続き、本プログラムに基づきながら、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の開催（連絡体制の構築）

例年実施している通学路合同点検の参加者等を中心に構成する「通学路安全推進会議」を開催し、関係機関による連絡体制を構築します。

また、推進会議の構成については、通学路の安全対策に係る関係機関からの代表者とし、会議の開催趣旨に応じて随時出席者を選定します。

◇関係機関 … 警察関係、市内学校代表者、市P連代表、スクールガード・リーダー、市職員（交通安全対策担当・道路管理担当・建築担当・学校教育担当・青少年相談担当）等

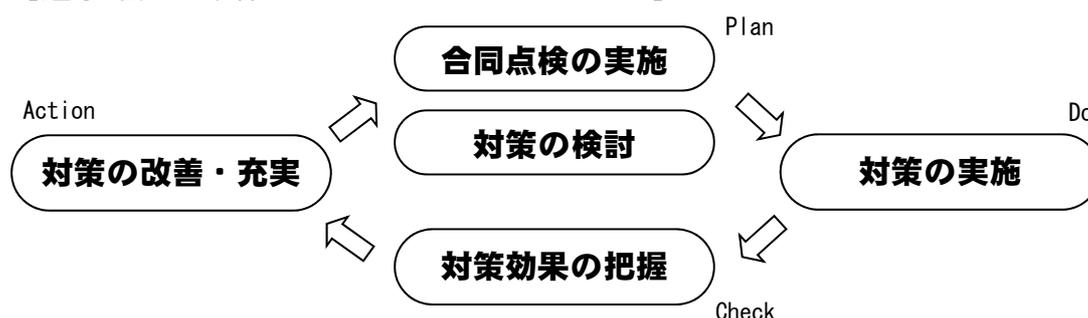
3. 取組方針

（1）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・市内の小学校及び中学校ごとに、それぞれ1年に1回合同点検を実施します。
- ・ただし、緊急的に点検が必要とされる場合は、その都度実施します。

○合同点検の体制

- ・市内の小学校及び中学校ごとに、道路管理者や警察署、学校関係者、教育委員会等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、各小学校及び中学校に聞き取り調査を実施するなど、対策効果の把握を行います。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に図ります。

4. 箇所一覧表の公表

- ・点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」を作成し、ホームページ等で公表します。